

令和 8 年度

第 1 回 春日部市スポーツ推進審議会

日 時：令和 8 年 7 月 8 日（水） 午後 2 時から

会 場：春日部市役所 4 階 委員会会議室

次 第

- 1 開会
- 2 委嘱状交付式
- 3 あいさつ
- 4 役員選任
- 5 審議事項
 - （１）春日部市のスポーツ行政に望むことについて
 - （２）その他
- 6 報告事項
 - （１）令和 7 年度事業報告（スポーツ推進のまとめ）について
 - （２）令和 8 年度 春日部市民体育祭について
 - （３）大沼陸上競技場リニューアルについて
- 7 その他
- 8 閉会

春日部市教育委員会

4 役員選任

春日部市スポーツ推進審議会委員候補者名簿

No.	氏 名	推 薦 団 体	住所又は勤務先	選出	備考
1	佐久間 清	春日部市スポーツ協会	春日部市大畑	学識	再任
2	樺田 正俊	春日部市 スポーツ推進委員協議会	春日部市不動院野	学識	新規
3	細谷 悟	春日部市自治会連合会	春日部市西金野井	学識	再任
4	内田 健二	春日部市立小・中学校校長会	春日部市武里中野 (春日部南中学校)	学識	再任
5	北条 ケイ子	春日部市レクリエーション協会	春日部市六軒町	学識	再任
6	西川 則夫	春日部市スポーツ少年団	春日部市赤沼	学識	新規
7	中村 光晴	春日部商工会議所	春日部市粕壁東二丁目	学識	新規
8	濱口 典子		春日部市樋堀	公募	再任

任期：令和8年5月22日～令和10年5月21日

5 審議事項

(1) 春日部市のスポーツ行政に望むことについて

This image shows a full page of primary-ruled paper. It features multiple sets of horizontal dashed lines spaced evenly down the page, providing a guide for handwriting practice. The background is white, and there are no margins or additional markings.

6 報告事項

(1) 令和7年度事業報告(スポーツ推進のまとめ)について

別冊「スポーツ推進のまとめ」参照

(2) 令和8年度春日部市民体育祭について

1 基本方針について

(1) 構成

- ① 市民体育祭地区大会 自治会連合会、市民センター等
- ② 市民体育祭種目別大会 スポーツ協会、レクリエーション協会及び
スポーツ少年団の各加盟団体

(2) 趣 旨

- ① 「スポーツの日」の趣旨に基づき、市民各層がスポーツ・レクリエーションを楽しみ、一層の関心と理解を深める。
- ② スポーツ・レクリエーションの普及・発展により、健康の維持・増進と体力の向上及びスポーツ精神の高揚を図る。
- ③ スポーツ・レクリエーションを通して、相互の親睦と交流を深めて、健全な地域の発展を図る。

(3) 重点目標

- ① スポーツ・レクリエーションを通して、健康増進を図り、明るい市民性を養う。
- ② 生涯スポーツと地域コミュニティの推進を図る。
- ③ 各大会の組織・内容・運営を充実させ、より一層の進展を図る。

(4) 市民体育祭スローガン

平成29年度	「受けつごう 市民が作った 体育祭」	川 辺 小 : 6 年
30年度	「体育祭 絆深める 地域の輪」	小 渕 小 : 3 年
令和元年度	「体育祭 令和のスタート 笑顔咲く」	上 沖 小 : 5 年
2年度	「体育祭 令和のスタート 笑顔咲く」	上 沖 小 : 6 年
3年度	「アイディアと 気もちあふれる 体育祭」	江戸川小中 : 3年
4年度	「アイディアと 気もちあふれる 体育祭」	江戸川小中 : 4年
5年度	「アイディアと 気もちあふれる 体育祭」	江戸川小中 : 5年
6年度	「体育祭 地域をつなぐ かけはしに」	桜 川 小 : 5 年
7年度	「全世代 笑顔がキラキラ 体育祭」	武 里 小 : 2 年

《令和8年度 「いい汗と 笑顔でつなぐ 体育祭」》 立野小学校 2年 みうら 三浦 はやと 颯斗 さんの作品

2 組織について

(1) 春日部市民体育祭

実行委員会（組織別記） 春日部市民体育祭の基本的事項及び具体的計画について協議する。

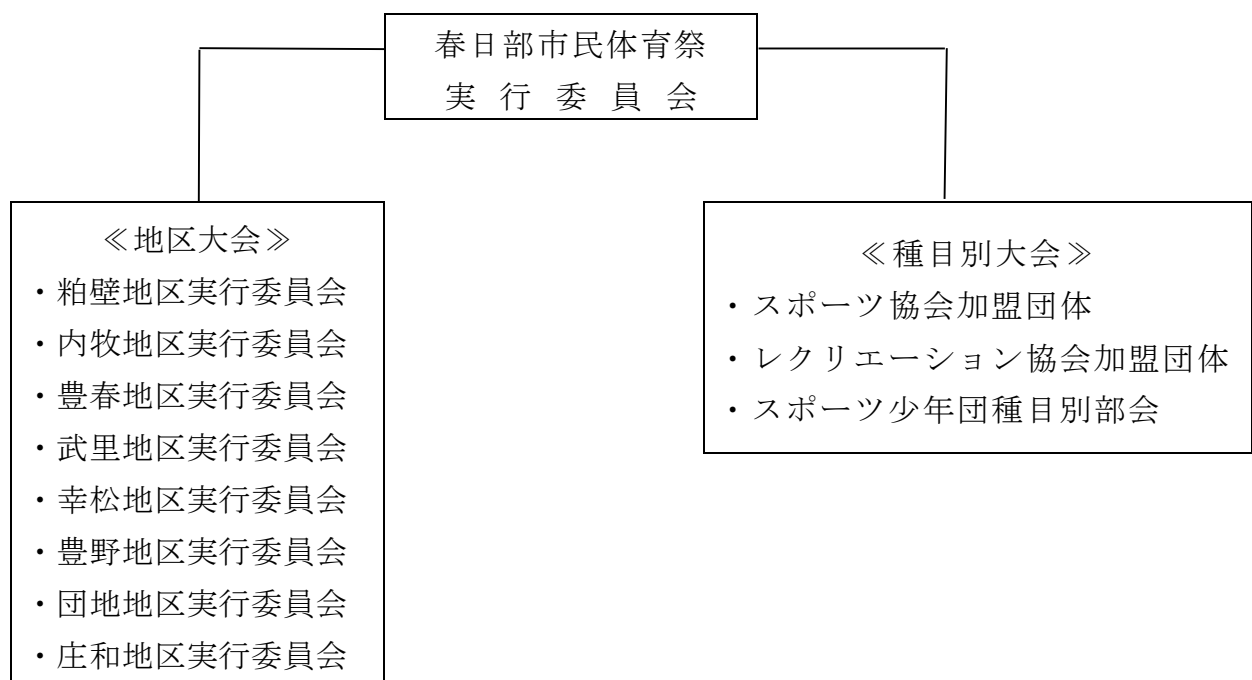
(2) 地区大会

各地区が主体性を持ち、自治会連合会・地区公民館等を中心に、地区ごとに必要に応じた編成により組織し、企画運営をする。

(3) 種目別大会

スポーツ協会、レクリエーション協会及びスポーツ少年団の各加盟団体で必要に応じた編成により組織し、企画運営をする。

(4) 春日部市民体育祭組織図



(5) 事務局

- ① 春日部市民体育祭
- ② 地区大会
- ③ 種目別大会

教育委員会スポーツ推進課
各地区公民館等
各団体事務局等

春日部市スポーツ推進審議会条例

平成17年10月1日条例第188号

(設置)

第1条 スポーツ基本法（平成23年法律第78号。以下「法」という。）第31条の規定に基づき、春日部市スポーツ推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、法第35条に規定するもののほか、春日部市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じ、スポーツ推進に関する次に掲げる事項について調査審議し、これらの事項に関して教育委員会へ建議する。

- (1) スポーツ推進計画に関すること。
- (2) スポーツの施設及び設備の整備に関すること。
- (3) スポーツの指導者の養成及びその資質の向上に関すること。
- (4) スポーツの事業の実施及び奨励に関すること。
- (5) スポーツ団体の育成に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、スポーツ推進に関すること。

(委員)

第3条 審議会は、委員8人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が市長の意見を聴いて委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 公募に応じた市民

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見聴取等)

第6条 審議会は、審議のため必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、教育委員会事務局社会教育部スポーツ推進課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

附 則

この条例は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成23年9月22日条例第13号抄）

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年12月16日条例第27号）

(施行期日)

1 この条例は、平成24年5月1日から施行する。

(春日部市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 春日部市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年条例第47号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後				改正前			
別表第1（第1条関係）				別表第1（第1条関係）			
職名	報酬			職名	報酬		
スポーツ推進審議会委員		日額	5,200円	スポーツ振興審議会委員		日額	5,200円

附 則（平成25年3月14日条例第9号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。